

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業
契約金額の支払い条件

徳島県

令和8年7月7日

《目 次》

1. 契約金額の支払い方法について	1
(1) 前金払・中間前金払	1
(2) 部分払	1
(3) 各年度の支払限度額	1
2. 請負代金額の変更について	1
(1) 対象となる費用	1
(2) 基準となる指標	1
(3) 改定方法（建設業務及び解体業務）	2
(4) 改定方法（工事監理業務）	3

1. 契約金額の支払い方法について

契約金額の支払は、別添5「設計・施工請負契約書（案）」に定める方法により支払うものとする。ただし、以下の条件を前提とする。

(1) 前金払・中間前金払

請負代金は年度ごとでの支払いとする。なお、各年度の「設計業務」、「建設業務」、「解体業務」及び「工事監理業務」の請負代金額に対して前払金の支払を請求することができる。なお、「建設業務」及び「解体業務」については、中間前払の支払を請求することができる。

(2) 部分払

工事期間中3回（各年度につき3回）まで部分払いを請求することができる。

(3) 各年度の支払限度額

各会計年度における支払限度額は、契約締結時に協議の上、決定する。なお、令和10年度における「建設業務」の出来高は、当該業務に要する費用の2%以上とすること。

2. 請負代金額の変更について

発注者又は受注者は別添5「設計・施工請負契約書（案）」に基づき、建設業務及び解体業務期間内に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更を請求することができる。ただし、当該請求のあった日以後の残工事期間が2月以上あるものでなければ、これを行うことができない。

(1) 対象となる費用

請負代金額の変更の対象となる費用は、「建設業務」、「解体業務」及び「工事監理業務」に要する費用とする。

(2) 基準となる指標

物価変動による「建設業務」、「解体業務」及び「工事監理業務」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

費用	基準となる指標 ※1
「建設業務」に要する費用	「日建設計標準建築費指数 NSBPI（関西圏）」（(株)日建設計） ※2
「解体業務」に要する費用	「建設工事費デフレーター」（国土交通省） ・ 工事類別：「建設総合」
「工事監理業務」に要する費用	設計業務委託等技術者単価（国土交通省） ・ 設計業務－技師（C）

※1：上記の指標に関し、実際の物価変動の状況を鑑み、上記指標の適用が不適当と考えられる場合、県は選定事業者との協議を踏まえ、他の指標または見積等の適用について検討する。

※2：建設工事費の変動を示す指標については、原則として株式会社日建設計が公表する「日建設計標準建築費指数」を採用する。ただし、本指数は民間企業が独自に公表する指標であるため、公表に係る不測の事態が生じた場合、又は選定事業者が同社と資本面若しくは人事面において関連がある場合には、採用を見送る場合がある。また、本指数はグラフ形式で公表されているため、本事業においては当該グラフから読み取った数値を基準値として適用する。

(3) 改定方法（建設業務及び解体業務）

- ① 「入札公告日の属する月に確認できる最新の指標値（C1）」と「請求のあった日の属する月に確認できる最新の指標値（C2）」を比較し、1000 分の 15 を超える物価変動がある場合は、物価変動に基づき改定を行う。

変更額は、② 改定の計算方法（建設業務及び解体業務）に基づき算出される金額（「変動前残工事代金額」と「変動後残工事代金額」との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額）とする。

② 改定の計算方法（建設業務及び解体業務）

【増額の場合（C2>C1）】

$$S_{+}=P2-P1-(P1\times 1.5/100)$$

この式において、 S_{+} 、 $P1$ 、 $P2$ はそれぞれ次の額を表す。

S_{+} ：増額スライド額

$P1$ ：設計・施工請負契約書に記載された契約金額のうち、「建設業務」、「解体業務」に要する費用

（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動前残工事代金額」に相当する。）

$P2$ ：変動後（請求のあった日の属する月）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「建設業務」、「解体業務」に要する費用

（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動後残工事代金額」に相当する。）

【減額の場合（C2<C1）】

$$S_{-}=P2-P1+(P1\times 1.5/100)$$

この式において、 S_{-} 、 $P1$ 、 $P2$ はそれぞれ次の額を表す。

S_{-} ：減額スライド額

$P1$ ：設計・施工請負契約書に記載された契約金額のうち、「建設業務」、「解体業務」に要する費用

（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動前残工事代金額」に相当する。）

$P2$ ：変動後（請求のあった日の属する月）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「建設業務」、「解体業務」に要する費用

（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動後残工事代金額」に相当する。）

- ③ ①の請求は、請負代金額の変更を行った後、直前の請負代金額変更の基準とした日から 12 月を経過した後に再度、残工事代金額に対し行うことができる。この場合において、①の文章中の「入札公告日」は「直前の請負代金額変更の基準とした日」、「請求の

あった日」は「再度の請求があった日」とする。

(4) 改定方法（工事監理業務）

- ① 「入札公告日の属する年度の最新の指標値（C1）」と「請求のあった年度の最新の指標値（C2）」を比較し、賃金水準の変動に基づき改定を行う。

変更額は、② 改定の計算方法（工事監理業務）に基づき算出される金額（「変動前残工事代金額」と「変動後残工事代金額」の差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額）とする。なお、ここでいう「残工事代金額」とは、工事監理業務のうち既に実施した出来高を除く業務費である「工事監理業務残出来高部分」を指し、改定は工事監理業務残出来高部分に対して行う。

- ② 改定の計算方法（工事監理業務）

【増額の場合（C2＞C1）】

$$S_{+}=P2-P1-(P1\times 1.5/100)$$

この式において、S₊、P1、P2 はそれぞれ次の額を表す。

S₊：増額スライド額

P1：設計・施工請負契約書に記載された契約金額のうち、「工事監理業務」に要する費用（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動前残工事代金額」に相当する。）

P2：変動後（請求のあった日の属する年度）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「工事監理業務」に要する費用（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動後残工事代金額」に相当する。）

【減額の場合（C2＜C1）】

$$S_{-}=P2-P1+(P1\times 1.5/100)$$

この式において、S₊、P1、P2 はそれぞれ次の額を表す。

S₊：増額スライド額

P1：設計・施工請負契約書に記載された契約金額のうち、「工事監理業務」に要する費用（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動前残工事代金額」に相当する。）

P2：変動後（請求のあった日の属する年度）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「工事監理業務」に要する費用（設計・施工請負契約書第 32 条第 2 項にいう「変動後残工事代金額」に相当する。）